

社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文 目次

一	社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）	【第一条関係】	1
二	図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）	【第二条関係】	2
三	博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）	【第三条関係】	4

○ 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条 講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により講習の修了証書を与えたときは、その者の氏名を文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。</p> <p>第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第二条 講習を受けることができる者は、左の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 四年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前各号に相当するものとして文部科学大臣の認める者</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 講習を行なう大学その他の教育機関の長は、前項の規定により講習の修了証書を与えたときは、その者の氏名を文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。</p> <p>第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、左の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

○ 図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）〔第二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五条第一項第二号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して二年以上になる者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者</p> <p>第三条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第十項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。）とする。</p> <p>第六条 この章における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。</p> <p>第九条 受講者の人数、選定の方法及び講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。</p> <p>第十条 法附則第十項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げる</p>	<p>第二条 司書の講習を受けることができる者は、左の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者</p> <p>三 (略) (新設)</p> <p>第三条 司書補の講習を受けることができる者は、高等学校、中等教育学校若しくは法附則第十項の規定により高等学校に含まれる学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者とする。</p> <p>第六条 この章における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項に定める基準によるものとする。</p> <p>第九条 受講者の人数、選定の方法及び講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。</p> <p>第十条 法附則第十項の規定による大学に準ずる学校は、左の各号に掲げる</p>

ものとする。

- 一 大正七年旧文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校

第十一条 法附則第十項の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

(削除)

(削除)

- 一 旧専門学校入学者検定規程（大正十二年文部省令第二十二号）第十一条の規定により指定した学校
- 二 大正七年旧文部省令第三号第一条第五号により指定した学校
- 三 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

ものとする。

- 一 大正七年旧文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 その他文部科学大臣が大学と同程度以上と認めた学校

第十一条 法附則第十項の規定による高等学校に準ずる学校は、左の各号に掲げるものとする。

一 旧師範教育令（明治三十年勅令第三百四十六号）の規定による師範学校

二 旧青年学校教員養成所令（昭和十年勅令第四十七号）の規定による青年学校教員養成所

三 旧専門学校入学者検定規程（大正十二年文部省令第二十二号）第十一条の規定により指定した学校

- 四 大正七年旧文部省令第三号第一条第五号により指定した学校
- 五 その他文部科学大臣が高等学校と同程度以上と認めた学校

○ 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）〔第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（試験認定の受験資格）</p> <p>第五条 次各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>（試験科目の免除）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 前項の文部科学大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。</p>	<p>（試験認定の受験資格）</p> <p>第五条 左各号の一に該当する者は、試験認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含む。以下同じ。）にあつた者</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>（試験科目の免除）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 前項の文部科学大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項に定める基準によるものとする。</p>